

# 令和8年度自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業 秋吉台エコ・ミュージアム展示更新・改修業務プロポーザル応募要項

## 1 趣旨

本要綱は、山口県が実施する「令和8年度自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業 秋吉台エコ・ミュージアム展示更新・改修業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザル方式について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名称

令和8年度自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業  
秋吉台エコ・ミュージアム展示更新・改修業務

### (2) 業務の目的

秋吉台ビジターセンターについて、展示更新等により外国人を含めた利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進する。

### (3) 委託業務内容

別紙「令和8年度自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業 秋吉台エコ・ミュージアム展示更新・改修業務仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日から令和9年2月10日まで

### (5) 予算限度額

26,921,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、大分類「07 企画・製作」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) この手続の開始の日から令和8年7月16日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

## 4 参加表明書の提出

この手続に参加を希望する者は、参加表明書（様式第3号）を持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。なお、FAX又は電子メールにより提出する場合は、送信

後、電話で受信の確認を行うこと。

(1) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県環境生活部自然保護課自然共生推進班  
TEL:083-933-3060、FAX:083-933-3069  
E-mail : a15600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年7月8日(水)午後5時(必着)

5 質問の受付・説明会について

(1) 提出先

上記4(1)と同じ

(2) 質問の受付

- ① 受付期限：令和8年7月8日(水)
- ② 受付方法：質問書(様式第4号)を電子メールで送付すること
- ③ 回 答：質問に対する回答は、令和8年7月13日(月)までに山口県環境生活部自然保護課のホームページに掲載する。

(3) 説明会

プロポーザルの実施に係る現地説明を以下のとおり行う。参加を希望する場合は、令和8年7月3日(金)正午までに電子メールで申し込み、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

- ① 実施日時：令和8年7月6日(月)9時30分
- ② 場 所：秋吉台エコ・ミュージアム レクチャールーム
- ③ 内 容：仕様書の内容について、現地を確認しながら説明を行う。

6 応募方法等

(1) 提出方法

持参、書留郵送又は電子メールによること。なお、電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出場所

上記4(1)と同じ

(3) 提出期限

令和8年7月16日(木)午後5時(必着)

(4) 提出書類

提出物	様式	枚数	備考
①業務企画提案書	様式第1号	1枚	業務提案書の表紙として提出すること
②事業者概要	任意様式	1枚	
③事業者の同種・類似業務実績	様式第2号		
④業務の実施体制	任意様式		本業務を実施するための体制図(担当者名、担当業務等)を記載すること
⑤実施計画	任意様式		本業務を実施するにあたっての遂行スケジュールについて記載すること

⑥企画提案	任意様式		本業務を進めるにあたっての考え方や業務の進め方、展示物の規格、設置方法、レイアウト等を記載すること
⑦参考見積書	任意様式		材料費や労務費は「一式」ではなく、「台数」、「個」、「人工」等の具体的単価がわかる見積書とすること。

## 7 審査の方法等

### (1) 資格の確認

応募書類提出後、自然保護課において、応募資格の適否について確認する。確認の結果、資格が無いと認めた者に対しては、その旨及び選考委員会で審査を行わないことを通知する。

### (2) 審査

応募資格を満たしている者を対象に、選考委員会で書類審査を実施の上、下記の審査基準をもとに総合的に評価し、最優秀提案者を選定するものとする。

#### [審査基準]

- ・審査項目及び配点は次のとおりとする。
- ・審査委員が「1 業務実績」については4段階、その他については5段階で評価し、対応する点数を記入する。
- ・合計点が最も高い事業者を1者選定する。
- ・審査委員の採点の合計が、配点の6割を超えることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・応募者が1者の場合、最低基準点を満たす者については、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合は応募者に再提出を求め再度審査を実施するものとし、提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
- ・同点の場合は、価格（見積書）により判断する。

項 目		点数	係数	配点
1 業務実績				
	○過去10年間に於いて完了した同種・類似業務について、元請として完了実績を有しているか。※	15	1	15
2 実施体制等				
(1) 実施体制		5	3	15
	○業務を確実に遂行できる実施体制、人員配置となっているか。			
(2) 実施計画		5	3	15
	○業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。			
3 業務提案				

(1) 業務の理解度			
○業務の趣旨を十分に理解し、業務を進めるにあたっての考え方や業務の進め方が妥当かつ明確に示されているか。	5	3	15
(2) 的確性			
○業務の目的を達成するために、具体的かつ効果的な提案がされているか。あわせて安全性やランニングコストについても検討され的確な提案となっているか。	5	3	15
(3) 実現性			
○短期の工程の中、過去の経験・実績に基づいて提案がなされており、提案内容の実現に説得力があるか。	5	3	15
4 資料作成能力			
○必要な資料が過不足なく記載され、簡潔で分かりやすいかどうか。	5	2	10
合 計			100

※ 同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人等の発注により、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設又はそれらに類似する展示施設等における常設展示に係る設計業務（リニューアルの場合を含む。）

※ 類似業務：国、地方公共団体、独立行政法人等の発注により、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設又はそれらに類似する展示施設等における展示に係る設計業務

[採点基準]

1 業務実績

同種業務の完了実績がある	15
類似業務の完了実績が3件以上ある	10
類似業務の完了実績がある	5
同種・類似業務の完了実績がない	0

2 実施体制等 ～ 4 資料作成能力

優	5
やや優	4
普通	3
やや劣	2
劣	1

(3) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ・応募資格の無い者が提案したとき。
- ・提出された参考見積書（消費税及び地方消費税含む。）が、前記2（5）で定める契約金額の上限額を超える場合。
- ・定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
- ・提案書類等に虚偽の記載内容があった場合。
- ・実施要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ・その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合。

#### （4）ヒアリング

審査委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

#### （5）審査結果

審査結果による採用の可否は、応募のあった事業者に通知する。なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

### 8 契約

- ・前記7（2）により選定された最優秀提案者から見積書を徴収し、委託内容を協議の上、業務委託契約を締結する。なお、選定は、提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容の一部について変更や修正を依頼する場合があります。協議が整わない場合は、次点の者と協議を開始する。
- ・協議に当たり、提案された内容・金額について変更が生じる場合があります。

### 9 その他

- ・県は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更又は中止することがある。
- ・企画提案に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・応募資料については返却しない。
- ・業務に当たっては、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。
- ・応募資料は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となること。

#### 【問い合わせ先】

山口県 環境生活部 自然保護課 自然共生推進班（担当：大塚）

〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話：083-933-3060 FAX：083-933-3069

メール：a15600@pref.yamaguchi.lg.jp